

飼い主は愛情と責任をもって

ペットも家族の一員です。愛情をもって終生飼うためにも、次の点に注意して責任をもって飼いましょ。

- ペットを飼おうとする前に、終生飼養できるか家族でよく話し合う
- ペットの世話をよくし、鳴き声



ずっとかわいがってね

などで近所に迷惑をかけないようにする

- 犬の放し飼いは、人への危害や農作物の被害の原因となるので絶対にしない
- 犬の散歩は引き綱を付けて、犬の動きを制御できる人が行い、犬の排せつ物は飼い主が責任をもって始末する

また、猫についても他人の敷地で排せつすることのないよう十分注意する

○ ペットを捨てたり虐待してはいけません。やむを得ない理由で飼えなくなった犬・猫は、動物愛護センターに引き取ってもらう方法もあります。

また、毎週月曜日の午前10時50分から11時までの10分間、閉庁日

は除く)同センターの巡回車が市役所に来て引き取りを行っています

- 犬を飼う場合は登録(生涯1度)と毎年1回の狂犬病予防注射を行い、鑑札・注射済票の交付を受ける必要があります。また、転入や譲渡などで市外に登録がある犬を飼う場合は登録変更の手続きをしてください

相談・手続きなどの窓口

- 犬の登録に関する手続き 環境衛生課 ☎ 15331
- 咬傷事故などの届け出 印刷保健所成田支所 ☎ 267231
- 犬、猫の引き取り 県動物愛護センター ☎ 935711
- ペットに関する各種相談 (財) 千葉県動物保護管理協会 ☎ 0432212364

建築物等実態調査

ご協力を
お願いします

国土交通省では、6月に建築物等実態調査を行います。

この調査は、建築物や住宅の建築状況などを調査し、国や県の住

宅行政などの基礎資料にするために毎年行われるものです。

ごときは、6月10日(木)から30日(水)まで安西、中台2丁目、飯仲の各地区の一部に調査員が伺います。調査の内容については統計に関する以外には使用しませんので、皆さんのご協力をお願いします。



調査にご協力を

くわしくは建築指導課 ☎ 201564へ。

個人市民税

均等割の税率が
変わります

個人市民税の均等割は市民の皆

さんに広く負担していただくもので、これまで市町村の人口規模に応じて税率が定められていたが、地方税法の一部改正により税率が変わります。

これまで成田市の均等割は年額2,500円でしたが、平成16年度分から、全国一律の年額3,000円になり、県民税均等割との合計額は年額4,000円となります。

また、夫妻ともに市内に住んでいて、夫が均等割を納めているとき、その妻は均等割が掛かりませんでした。この非課税措置は平成17年度分から段階的に廃止されます。

なお、前年中の所得が一定額以下であった人には均等割が掛かりません。

くわしくは税務課 ☎ 201513へ。



届け出は済んでいますか

会社や役所を退職して国民健康保険に加入した人が、厚生年金や共済年金を受給できるようにした場合、退職者医療制度で診療を受けることとなります。この制度を利用するための手続き方法などをお知らせします。

このような人が対象です

- ・国民健康保険に加入している人
- ・老人保健の適用を受けていない人
- ・厚生年金や各種共済組合などの老齢年金を受けられる人で、年



金への加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上加入している人とその扶養家族

扶養家族とは、退職者本人の直系尊属、配偶者(内縁を含む)と三親等内の親族、または配偶者の父母と子で、退職者本人と生計を共にし、主として退職者本人の収入で生計を維持している人

14日以内に届け出を

年金証書を受け取ったら、14日以内に保険年金課に届け出てください。「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。

届け出に必要なもの

年金証書加入期間の分かるもの、保険証、印鑑

お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかるときは、窓口「国民健康保険退職被保険者証」を提出して受診してください。

そのとき支払う一部負担金は国民健康保険と同様です。

年齢などによって自己負担割合が異なります



くわしくは保険年金課 ☎ 201526へ。

国民年金

人生の節目には年金にも届け出を

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までのすべての人が加入し、老後の生活を支える相互扶助制度です。

就職、退職、結婚や20歳になったときなど人生の節目には年金にも届け出が必要です。届け出を忘れると将来受け取る年金が少なくな

ったり、もらえなくなったりしてしまう場合があります。人生の節目には、忘れずに届け出を！

くわしくは保険年金課 ☎ 201526へ。

人権擁護委員制度

気軽に「ご相談ください」

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、この日を「人権擁護委員の日」と定め、「育てよう一人一人の人権意識」身近なことから人権を考えてみませんか」を啓発重点目標に掲げ、積極的な啓発活動を展開しています。

市内には法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員があり、次のとおり人権に関する相談を行っています。相談は無料で秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

もめごと・なやみごと・苦情相談
相談日 毎月第4火曜日(6月は1日月)に開催
時間 午前10時～午後3時
相談員 人権擁護委員

相談内容 人権問題、名誉・信用・差別・私的制裁・もめごと・いやがらせなど)について人権擁護委員 細矢正雄、郡司福男、小関ちい子、伊藤京子、諸岡裕行、小川信夫、池田忠彦、諸岡由吏(敬称略)

くわしくは市民支援課 ☎ 201507へ。

今日から水道週間

限りある水をもっと大切に

わたしたちが毎日使っている水道水は、地下水と河川水が水源です。

水を使うときは節水を心掛け、限りある資源を大切にしましょう。漏水にご注意を

使用水量が極端に多いと思ったら、漏水の疑いがあります。家中の蛇口を全部閉めても、水道メーターの星型パイロットメーターの針が動いていたら、早急に成田市指定給水装置工事業者に連絡して修繕してください。

くわしくは市水道部業務課 ☎ 220269へ。

地上デジタルテレビ放送

成田テレビ中継局のチャンネルが変更

昨年12月1日から開始された「地上デジタルテレビ放送」の拡充を図るため、UHF成田テレビ中継局では5月20日(木)から7月20日(火)までの予定でチャンネル変更を行います。

成田局をご覧の家庭などには、3月中頃から工事申請書と返信用封筒が発送されています。マンションなどの集合住宅の場合、管理者と連絡を取り、共同受信アンテナ周りの対策準備を進めるため、個々の家庭に申請書類が配布されないこともあります。準備が整いしだいお知らせし、各テレビ受信機などの受信チャンネル変更を行います。

チャンネル	放送局	放送局	放送局
17	日本テレビ	25	NHK総合
19	TBSテレビ	28	NHK教育
21	フジテレビ	30	日本テレビ
23	テレビ朝日	49	TBSテレビ
25	テレビ東京	51	フジテレビ
59		53	テレビ朝日
57		55	テレビ東京

自分でチャンネル変更する場合は連絡を

テレビのチャンネル変更操作自体は、リモコンを使つての簡単な設定なので、自分で行うこともできますが、アンテナの取り替えを必要とする場合があります。自分で変更設定を行う場合は、あらかじめ問い合わせください。

- 一般家庭の工事に一切負担はありません
- 一般家庭のテレビ受信機のチャンネル変更に関するお問い合わせは、

消費生活モニターが決まりました

市では、消費者の実態や意見、要望などを把握するため、消費生活モニター制度を設けています。消費者の代表であり、市民の皆さんと行政とのパイプ役である消費生活モニターは、モニター会議や研修会などを通じ、消費生活を向上させるためのお手伝いをしています。

今年度の消費生活モニター20人が決まりましたので紹介します(敬称略)。

石本興亜(加良部)	岩館幾代(新妻)	大内立津子(吾妻)
小倉孝子(上町)	小澤静子(橋賀台)	川又桜子(上福田)
桐原照子(中台)	斎藤恵(加良部)	鈴木孝子(玉造)
高倉保宏(橋賀台)	戸田和子(花崎町)	中村吉孝(吾妻)
根本久美子(美郷台)	橋本広子(玉造)	日置久恵(橋賀台)
福井照代(中台)	富士和カホル(吾妻)	堀江睦美(並木町)
松岡香代(郷部)	松本満里子(土屋)	



消費生活モニターのみなさん

くわしくは商工観光課(☎20-1540)へ。

ンネル変更に関しては、国の費用で行われるので、対策工事にかかわる費用の負担は一切ありません。詐欺にご注意ください。

事業所、ホテル、旅館、商店など、日常生活の場以外で使用しているテレビについては、各事業所などの負担で受信チャンネル変更を行ってください。該当者には、チャンネル変更の内容案内と対策依頼の書類をお届けしています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

くわしくはアナログテレビチャンネル変更対策千葉地域受信対策センター(☎0120 401398)へ。

市制施行50周年記念事業

まちの変遷をテーマに写真展を開催

市制施行50周年記念事業の一環として、表参道などの「まち」の変遷をテーマに写真で見る参道周辺の今昔風景写真展を開催します。表参道・閑通通りの電線類地中化やセットバック等景観整備事業により移り変わった街なみを写真パネルで紹介いたします。

6月の水道水の排水作業日程

水道部では赤水の発生を防ぐため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水あるいは赤水になることもありますのでご了承ください。

なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定場所	予定時間
6月14日(月)	並木町(大久保台・成瀬台)地区	午後10時
6月15日(火)	並木町(上記以外)・不動ヶ岡地区	午後10時
6月16日(水)	飯田町・困護台地区	午前4時
6月17日(木)	宗吾・江弁須地区	

くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

会場と期間

- 中央公民館ロビー…6月9日(水)～16日(水)(月曜日を除く) 午前9時～午後9時
- 保健福祉館ふれあい広場…6月23日(水)～30日(水)(日曜日を除く) 午前8時30分～午後5時
- 市役所ロビー…7月2日(金)～16日(金)(土・日曜日を除く) 午前8時30分～午後5時

くわしくは再開発課 ☎205611 へ。

消費生活 Q&A 相談

物干し竿 2本で 1,000円のつもりが……



Q 「竹や～竿だけ～。2本で1,000円、20年前と同じ値段です」とスピーカーで流しながら来た竿売り業者を呼び止めました。そこで業者は、1,000円の竿はよくないと言い、チタン製の物干し竿セットを勧めました。

サッと見せられた価格表と説明から15,000円なら安いと思い買うことに。業者はすぐに竿の長さを物干し台に合わせて切って据え付けてくれました。ところが、いざ支払うときになって価格は、なんと150,000円と言われました。やっとの思いで値引いてもらい120,000円を支払いましたが、クーリング・オフできますか。

A 消費者が自分で竿売りの業者を呼び止めて、購入した場合はクーリング・オフができません。

クーリング・オフは訪問販売など、特定の販売方法において不意打ち的に勧誘され、十分な情報や冷静に考える余裕もないまま結んだ商品やサービスの契約を救済する制度です。

今回のようなトラブルでは、業者の販売時の説明と、実際の価格と品質(この商品はチタンコーティングのようでした)に違いがあったことなどを理由に後からでも、契約の取り消しを申し出ることができると思われます。しかし、現状では業者の正確な連絡先を書いたものを受け取っていないことや業者の問題のあった販

売方法を証明できない状況もあり、契約の取り消しの申し出は困難のようです。「物干し竿の大安売り」と聞くと、つい声を掛けたくりますが、価格の確認など十分にご注意を。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

相談日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民行政相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談室☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	〃
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	〃
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	1日(火)	10:00～15:00	市役所2階202会議室	〃
不動産相談	15日(火)	10:00～12:00	〃	〃
税務相談	15日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	〃
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	10日(木)・24日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	〃
市民よろず相談	19日(土)	13:00～16:00	ユアエルム	市民よろず相談事務局 作田義美さん(☎23-3286)
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築に関する相談)	10日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 7日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商会館1階)	パートサテライト☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	1日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	3日(木)・17日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	28日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室☎28-3234